

## 令和7年度 矢田山第4・大阪口配水池清掃等業務 仕様書

### 1. 適用

本仕様書は、「令和7年度 矢田山第4・大阪口配水池清掃等業務」に適用する。

### 2. 目的

本業務は矢田山第4配水池及び大阪口配水池における、水道水の水質を健全なものに保つため、潜水士により断水することなく堆積物を清掃するとともに、配水池内部の点検調査を行い、維持管理に必要な情報を得ることを目的とする。

### 3. 履行期間

令和8年2月12日から令和8年3月19日まで

### 4. 履行場所及び清掃面積

(1)	矢田山第4配水池			
	所在地	奈良県大和郡山市矢田町		
	構造等	PC造	有効容量	D50m×深さ5m 10,000m <sup>3</sup>
	位置図及び構造図	別図のとおり		

(2)	大阪口配水池			
	所在地	奈良県大和郡山市柳町		
	構造等	PC造	有効容量	D25m×深さ5m 5,000m <sup>3</sup>
	位置図及び構造図	別図のとおり		

### 5. 業務概要

潜水士が開口部より入槽し、底面に堆積した沈殿物を池外へ排出除去し、併せて池内構造物の点検調査をおこなう。

### 6. 施工体制

(1)従事する作業者は、水道施設に関する知識を有しており、業務内容に熟練かつ堪能な者があたるものとする。また、法令等により定められた資格を必要とする作業は、下記の資格を有する者がおこなわなければならない。

ア 現場代理人:貯水槽清掃作業主任監督者、潜水士

イ 潜水士:潜水士

ウ 潜水送気員:送気調整係員または潜水士

エ 消毒管理者:貯水槽清掃作業主任監督者

(2)業務着手前に、作業従事者の名簿(氏名・資格・経験年数)を提出すること。

## 7. 安全管理

- (1) 潜水作業は高気圧作業安全衛生規則に基づいた安全管理をおこなうこと。
- (2) 潜水作業従事者は高気圧健康診断の写しを着手前に監督員に提出すること。有効期限は履行期間を含む6か月以内とする。
- (3) 緊急時の対応を考慮し、潜水士免許保有者を2名以上常駐させること。また、潜水具および送気管などの予備機材を配置しておくこと。
- (4) 潜水士は水中有線電話を携帯し、常に通話可能な状態にしておくこと。
- (5) 潜水用コンプレッサーの送気ラインには貯気タンクを配置すること。空気分配器にもダイビングタンクを接続して緊急時の安全対策に備えること。
- (6) 緊急時の対策や連絡系統は、着手前に業務計画書において承認を得ること。

## 8. 衛生管理

- (1) 作業従事者は水道法第21条により、腸内細菌検査結果を着手前に監督員に提出すること。有効期間は履行期間を含む6か月以内とする。
- (2) 本業務で使用する潜水機器・清掃機器類は、水道施設内での使用に適切なものとし、着手前に業務計画書において使用機器の承認を得ること。
- (3) 池内で使用する潜水機器・清掃機器は、JWWA Z 108 及び JWWA Z 110 の浸出試験に適合したものとする。対象とする潜水機器・清掃機器は、潜水服・潜水マスク・レギュレータ・送気管・電話線・ウェイト・清掃用ホース等の主となる機器とする。試験成績書は使用機器承認願に添付するものとし、試験成績書に記載された機器と同品であれば使用は可とする。尚、試験成績書の有効期間は5か年以内とする。
- (4) 潜水士および槽内で使用する機器は、毎回作業前に次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒し、水道水に悪影響を及ぼすことのないようにすること。
- (5) 塩素消毒の管理については、貯水槽清掃作業主任監督者の資格を有する者が管理をおこなうものとする。消毒に使用する次亜塩素酸ナトリウムは水道用薬品の評価試験方法に適合したものを使用し、消毒方法や塩素濃度は業務計画書において承認を得ること。
- (6) 本業務は稼働中の上水道施設内での作業であるため、貯水と人体が接触しないように、フード・グローブ共に一体型の潜水服を使用すること。潜水服に水が侵入するようなウェットスーツ構造の潜水服の使用は不可とする。また、フード・グローブに関しても同様にウェットスーツ構造は使用不可とする。
- (7) 潜水作業に使用する浮力調整用ウェイトは、鉛製の使用を不可とする。鉛玉を袋に詰めたものや、鉛を樹脂被覆したものも同様に使用不可とする。
- (8) 清掃作業中、水質に異常が発生した場合は直ちに作業を中止し、監督員に報告して指示に従うこと。

## 9. 清掃作業

- (1) 池内に潜水士が入槽し、床面およびピット内、配管等に付着した堆積物を吸引除去して

清掃する。配水中に作業を実施するため、濁度の上昇防止を徹底するだけでなく、安全かつ衛生管理を重視し、作業従事者は常に清潔を保持すること。

- (2) 潜水士及び池内で使用する機器は、毎回作業前に次亜塩素酸ナトリウムにて消毒し、水道水に悪影響を及ぼすことのないよう注意する。
- (3) 潜水服はフード・グローブ共に一体型の潜水服を使用すること。手・頭髪等も水に触れない構造であること。
- (4) 潜水士の呼気は池内に放出せずに、呼気を回収して池外で排出する装置を設置すること。潜水服から排気される浮力調整用の空気排出は可とする。
- (5) 作業従事者は、消毒したゴム手袋等を使用し、機器が直接人体と接触しないようにすること。
- (6) 清掃作業中、池内堆積物の舞い上げ等、貯水濁度を上昇させることのないように作業をおこなうこと。
- (7) 清掃作業中はマンホール等開口部が解放されるため、養生シート等を使用して、池内に異物が入り込まないようにすること。
- (8) 出来高管理は静止画とする。消毒や排水など工程毎に写真撮影すること。池内での写真撮影は、清掃前、清掃後と同一箇所で撮影をおこなうものとする。。
- (9) 清掃作業時の排水は担当者の指示する箇所に排水し、近隣住民に迷惑のかからないよう努めなければならない。
- (10) 清掃作業により回収した堆積物は、発注者の指示により、産業廃棄物として処分すること。
- (11) 作業実施にあたり、関連設備に損害を与えないよう十分注意すること。

主要機器一覧表(浸出試験適合品)

名称	用途	試験分析方法
潜水服(完全被覆型)	潜水用着衣	JWWA Z 108 及び JWWA Z 110
潜水マスク・レギュレータ	潜水用全面呼吸器	〃
送気管・電話線	送気用ホース・通信線	〃
ウェイト(SUS 製)	浮力調整用錘	〃
清掃用ホース	池内清掃用ホース	〃

## 10. 点検調査作業

清掃作業に併せて、施設内部(配管類、水位計、昇降設備、壁面、天井等)の劣化状況を点検調査し、報告書内に写真添付の上、構造物点検記録表を提出すること。

- (1)配管類の位置確認
- (2)躯体の異常箇所
- (3)コンクリートのクラック・鉄筋露出状況

- (4)防水塗装の浮き・剥離状況
- (5)梯子、計器、配管類の腐食状況

## 11. 提出書類

受託者は速やかに次の書類を提出すること。

### (1) 契約後の提出書類

- ア 着手届
- イ 工程表
- ウ 現場代理人届
- エ 現場代理人経歴書
- オ 資格免許証(潜水士、貯水槽清掃作業主任監督者ほか)
- カ 作業員名簿
- キ 高気圧健康診断書
- ク 腸内細菌検査結果
- ケ 業務計画書
- コ 使用機器承認願(資機材浸出試験成績書ほか)

### (2)業務完了後の提出書類

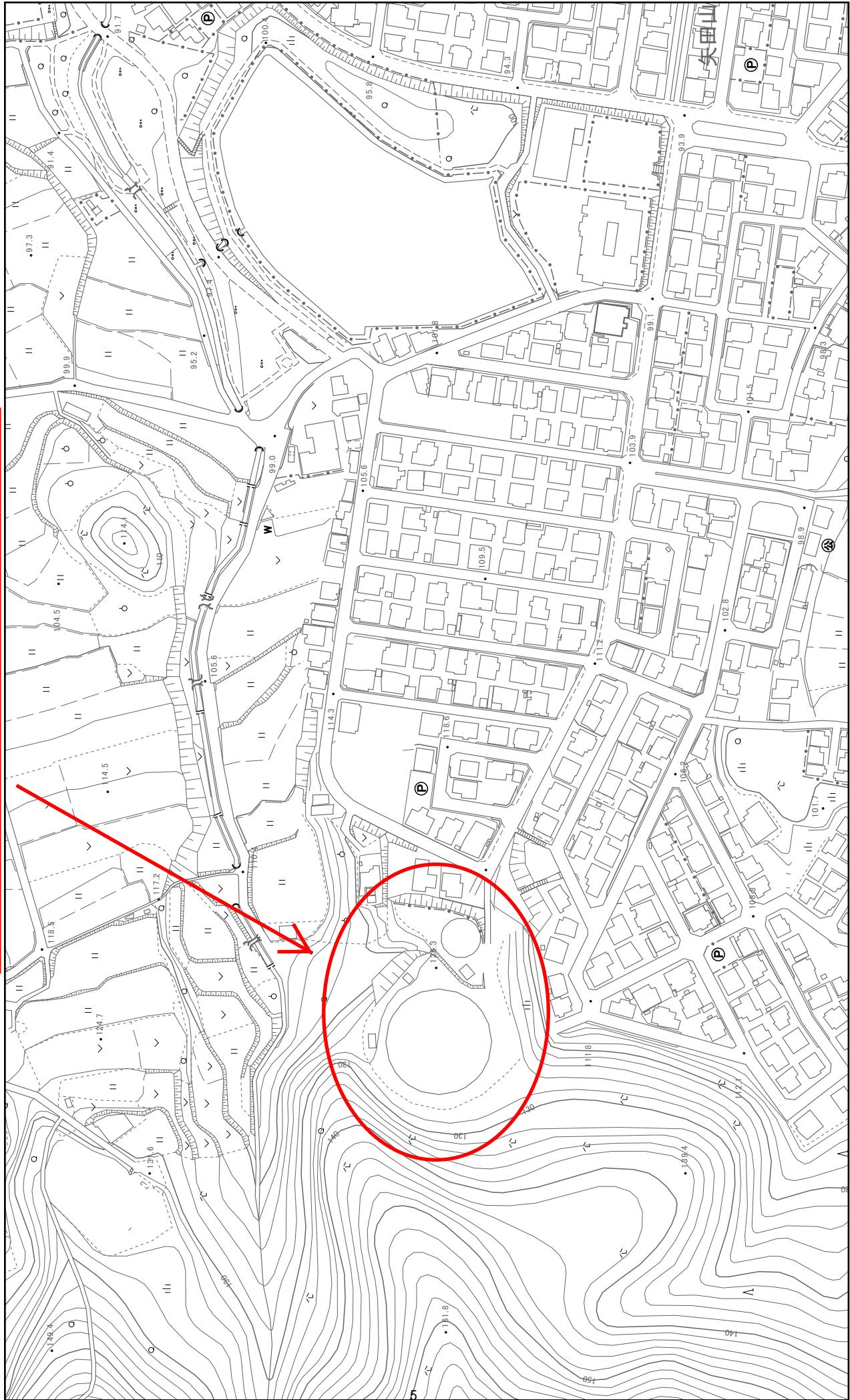
- ア 作業写真帳(作業前、作業中、作業完了後、内部点検調査)
- イ コンクリート構造物の点検記録表
- ※点検項目は水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインによる
- ウ 作業報告書(構造物点検記録表)
- エ 完了届

## 12. その他

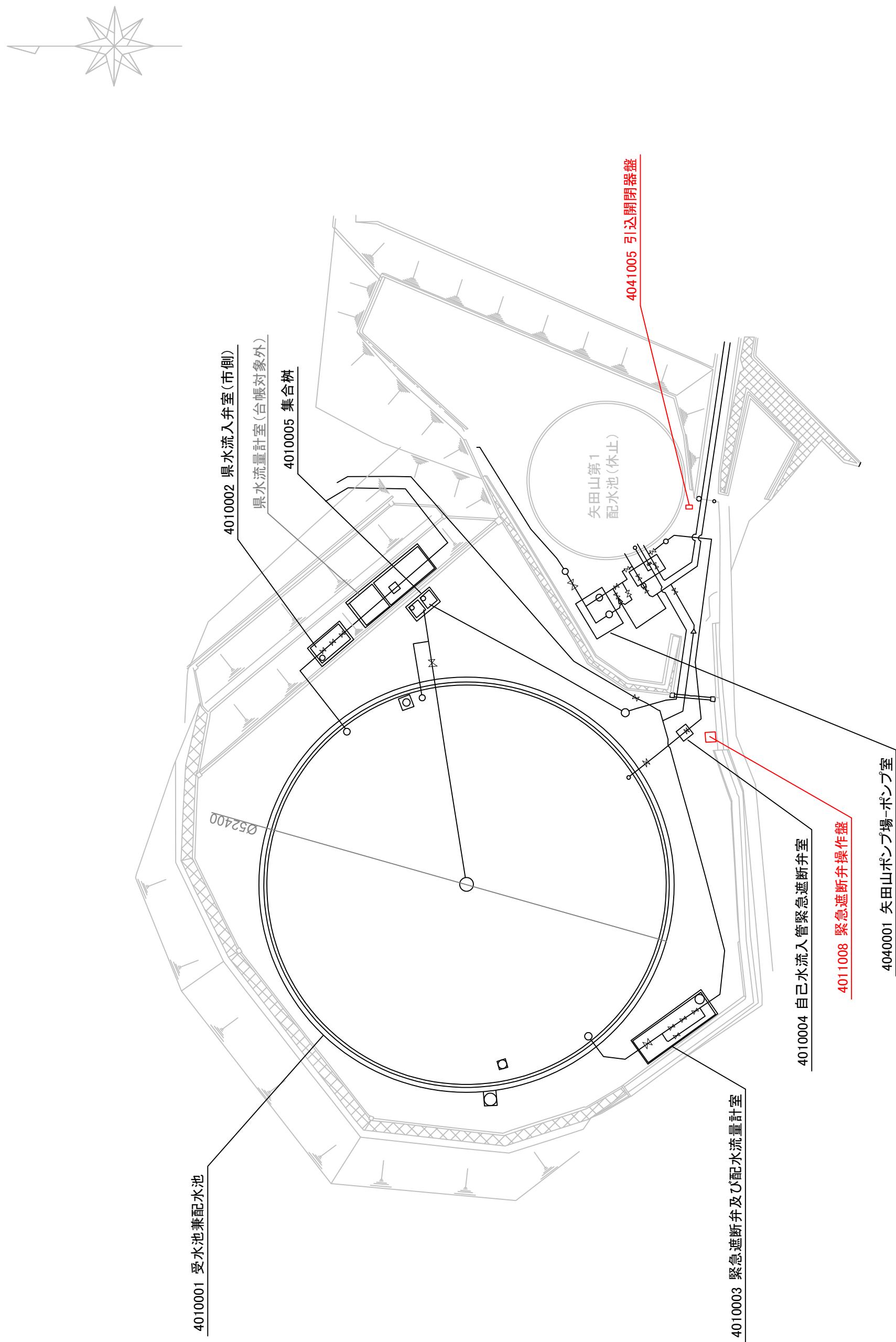
本仕様書に定めのない事項または、疑義を生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。

以上

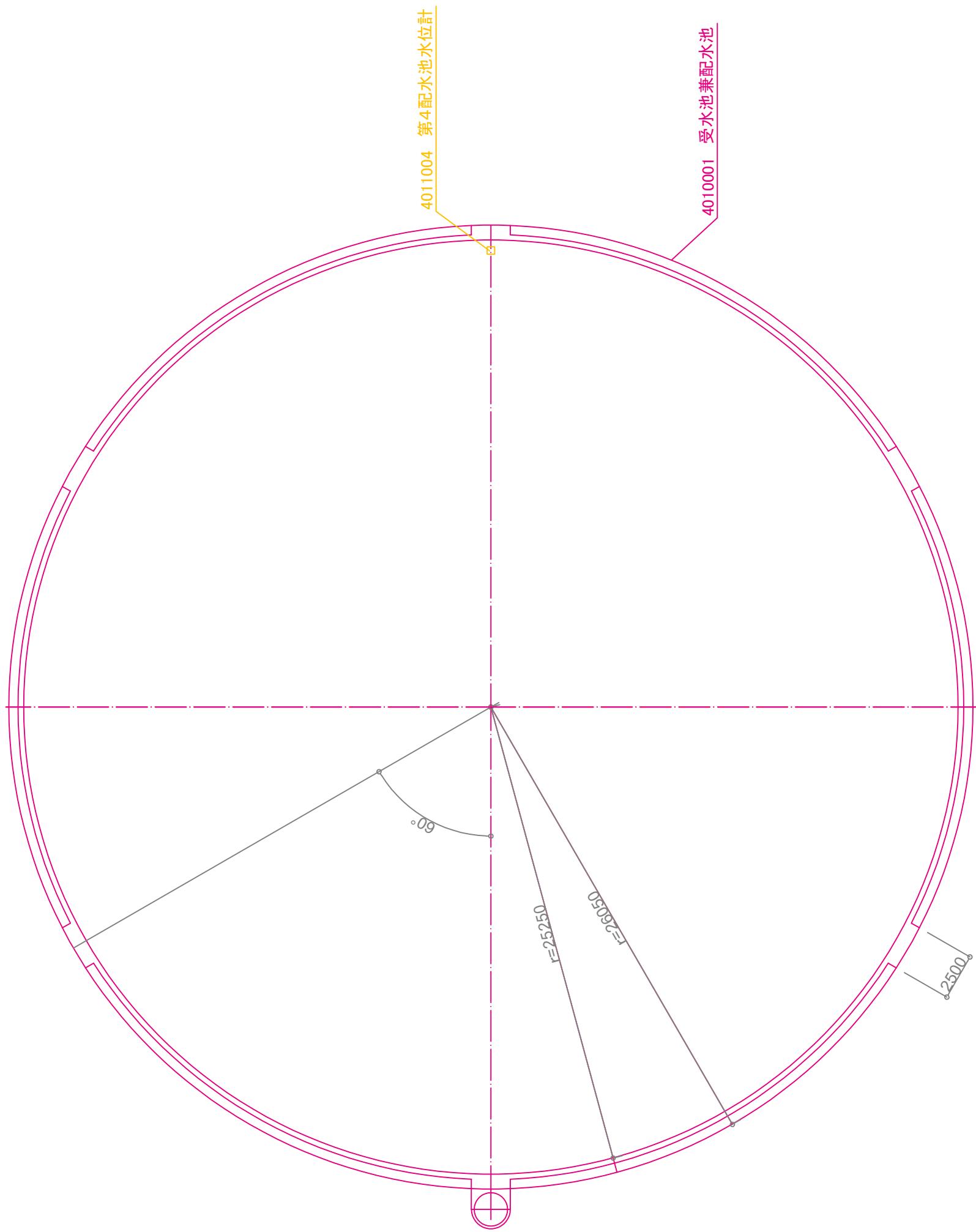
## 矢田山第4配水池位置図



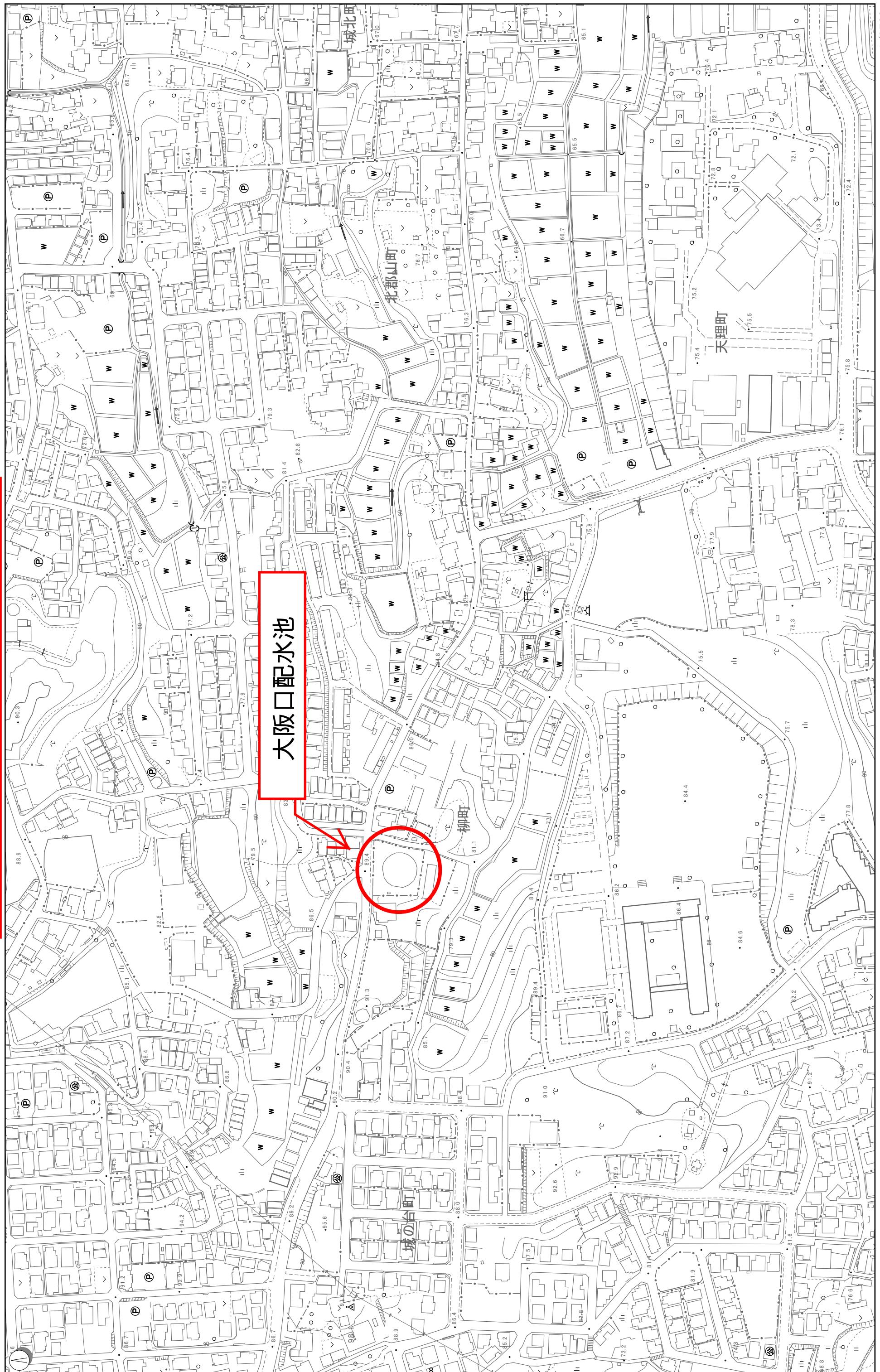
# 矢田山県水受水池兼第4配水池\_全体配置図 A3:S=1/500



矢田山県水受水池兼第4配水池\_受水池兼配水池平面図 A3:S=1/250



## 大阪口配水池位置図



# 大阪口配水池\_全体配置図 A3:S=1/200

